

平成29年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金のご案内

昨年に引き続き地球温暖化防止対策のためCO2を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一貫としてアイドリングストップ励行を支援するため、エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器を導入する事業所に対し、一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

記

1. 申請期間 平成29年6月1日(木) ～ 平成30年2月28日(水)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、平成29年3月1日(水)から平成30年2月28日(水)までに導入し、支払いが終了した機器が対象
※申請期間内であっても、助成枠に達した時点で打ち切り予定。
2. 助成金額 購入価格(税抜き)の1/2以内の額(千円未満切捨て)
※但し、次に定めた額を1機あたりの上限とし、1事業者あたりは25万円を上限とする。
※国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

・蓄熱マット等	8,000円
・蓄冷式クーラー又は温水式ヒータ	30,000円
・エアヒーター	50,000円
・車載バッテリー式冷房装置	50,000円
3. 助成枠 2,000千円
4. 申請要領 別添の様式D「平成29年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、①請求書及び領収証の写し(※リース又は割賦の場合は契約書の写し)
②装着した車両の車検証の写しを添えて申請する。
※新車に装着した時は、③見積書等の写し(対象機器名、金額の記載のある書類)もあわせて添付する。
※領収証を申請時に添付出来ない場合は、後日発行され次第速やかに提出すること。
5. 備考 ①会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着するものとする。
②助成金は新たに購入した対象機器に対して行う。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部
TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929

平成29年度アイドリングストップ支援機器導入促進 助成金交付要綱

一般社団法人栃木県トラック協会

(目 的)

第1条 一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）は環境対策の一環として、アイドリングストップ運動の励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）の導入助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるとおりとする。

- ① 助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。
 - (1) 電気式の毛布、マット又はベッド（外部電源対応機器を除く）
 - (2) 蓄冷式クーラー又は温水ヒーター
 - (3) エアヒーター
 - (4) 車載バッテリー式冷房装置
- ② 「事業者」とは、栃木県内を使用本拠の位置として事業用貨物自動車を有する者で、かつ助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。新規加入事業者については、入会后導入したものを対象とする。但し、栃ト協会費等の未納がある会員はその限りではない。

(助成金額)

第3条 交付する助成金額は、事業者があらたに導入する蓄熱マット等の取得価格の2分の1以内の額(千円未満切捨て)を全ト協及び栃ト協で負担するものとし、次に定めた額を1機あたりの上限額とし、かつ1事業者あたり累計25万円を上限とする。

(1) 電気式の毛布、マット又はベッド	8,000円
(2) 蓄冷式クーラー又は温水式ヒーター	30,000円
(3) エアヒーター	50,000円
(4) 車載バッテリー式冷房装置	50,000円

2 前項の取得価格には、消費税は含まない。

(助成金限度額)

第4条 事業者への助成金限度額は、年次2,000千円とする。

(助成金交付請求)

第5条 助成金の交付を申請する会員事業者は、栃ト協が定める期日までに、様式D「平成29年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し栃ト協会長に対して請求をするものとする。

- ア 請求書及び領収証の写し ※リース又は割賦の場合は契約書の写し
- イ 装着した車両の車検証の写し

但し、新車に装着した時は、見積書等の写し(対象機器名、金額の記載のある書類)

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は平成29年3月1日(水)から平成30年2月28日(水)とし、2月末日までに装着を完了、支払を終了するものでなければならない。

2 期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の交付)

第7条 第5条により請求を受けた事業者に対し、平成30年3月末日までに助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第8条 事業者は、交付対象となった機器が装着日から起算して下記に定める期間が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

処分制限期間 ①電気式の毛布、マット又はベッド 1年
②その他の機器 6年

(助成金の返還)

第9条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協及び栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(雑 則)

第10条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附 則)

1. 本要綱は、平成29年4月1日より適用する。

様式D

平成 年 月 日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成29年度アイドリングストップ支援機器導入促進 助成金交付請求書

平成29年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額 金 円

NO	商品名 (購入単価:税抜き)	個数	購入価格小計	1基あたり 助成額	助成額小計
1	(円)		円	円	円
2	(円)		円	円	円
3	(円)		円	円	円
助成額 (交付請求額) 合計					円

※助成金交付請求額は購入価格の1/2以内(千円未満切捨て・上限額あり)になります。

※1事業者あたり助成額合計25万円を上限とする。

2. 添付書類
- ①請求書及び領収証の写し(※リース又は割賦の場合は契約書写し)
 - ②装着した車両の車検証の写し
 - ※新車の場合、③見積書(対象機器名、金額の記載のある書類)

3. 振込先金融機関

金融機関	本・支店名
口座名義	口座番号(普通・当座)
71がナ	

担当者名 :	TEL :	FAX :
--------	-------	-------

整理番号	D-
------	----